

第923回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和元年10月18日(金)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

伊 東 教 育 長 10月12日から13日にかけての台風19号により, 県内各地で甚大な被害が発生した。この台風被害により亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに, 被害に合われた方々に対して, 心よりお見舞い申し上げる。教育施設の被害状況等については, 後程説明する。

6 第922回教育委員会会議録の承認について

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第923回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊 東 教 育 長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。

本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

7 議事の各号議案については, 宮城県教育委員会会議規則第3条の規定により, 予め告示しているが, 第2号議案については執行部から諸般の事情により取り下げたい旨の申し出があったことから, 本日の議案から取り下げすることとしてよろしいか。

(委員全員に諮って) 7 議事の第2号議案については, 本日の議事から取り下げとする。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

職員の人事について

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

伊 東 教 育 長 6 専決処分報告及び7 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件は, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 令和元年台風19号による教育委員会関係の被害状況について

(説明者: 千葉教育次長)

「令和元年台風19号による教育委員会関係の被害状況について」御説明申し上げる。資料は、1ページから2ページと別紙である。10月12日から13日にかけての台風19号により、県内各地で甚大な被害が発生しているところである。別紙「令和元年台風19号による宮城県内の被害状況等について」を御覧願いたい。「1 台風の概要」については記載のとおりである。「2 被害等の概要」であるが、県ではこれまで8回に渡る災害対策本部会議を開催しており、県全体の被害としては、「(1) 人的被害」として死者13名、行方不明者3名、「(2) 住家被害」は、全壊、半壊が各1棟、一部損壊19棟、床上浸水1,284棟などとなっている。

なお、数値はいずれも暫定値である。また、「(3) 避難所及び避難者数」については、ピーク時の13日は県内全市町村で510箇所の避難所が開設され、10,488人の方が避難したが、17日時点では、被害が大きい丸森町などにおいて18箇所の避難所が開設されており、669人の方が避難生活を続けている。

次に、資料1ページを御覧願いたい。この資料は、10月17日13時現在における教育委員会関係の被害状況を集計したものである。「1 公立小学校・中学校の被害状況について」であるが、小学校については38校、中学校については17校で床上浸水等の被害が確認されている。また、特に被害が大きかった丸森町や大郷町においては、全ての学校で臨時休校が長期化している。「2 県立学校の被害状況について」であるが、高等学校37校、特別支援学校3校で被害が確認されており、被害額については現在調査中である。また、臨時休校については、丸森町にある伊具高校で長期化している。

次に、資料2ページの「3 県有施設等の被害状況について」を御覧願いたい。教育委員会関係の各施設の状況は資料に記載のとおりとなっている。一部の施設では13日及び14日を休館としたが、15日からは全施設で通常通り開館している。

なお、県教育委員会として、特に浸水被害が大きい丸森町や大郷町に対し、10月15日以降、職員を順次派遣し、現況確認を実施している。特に、丸森町では町内全域の断水や、一部地域の停電が続いており、日常生活が回復していない状況となっている。今後、学校再開に支障のある学校に対して支援を行うとともに、学校現場から児童生徒の心のケアに関する要望なども寄せられていることから、スクールカウンセラーの派遣も含め、必要な支援を積極的に行っていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 東 教 育 長 伊具高等学校における臨時休校の期間については、資料1ページに15日から18日までと記載されているが、21日まで臨時休校となったようである。

千 葉 教 育 次 長 伊具高校の臨時休校については、現時点において21日までとなった。22日は即位礼正殿の儀により休日となることから、実質的には22日まで休校となる。

齋 藤 委 員 今回の報告内容については、詳細な調査結果となっており、適切な対応がされていると思う。只今の説明にもあったとおり、子供たちの心のケアなどについては丁寧に行うべきだと思う。今回の台風被害は、これまでの東北における台風被害のイメージとは全く違う強さであった。子供たちは驚いたり、また、長期の臨時休校などにより、色々な不安があると思う。生活そのものが崩れてしまった子供もいると思うので、丁寧なケアをお願いします。

千 木 良 委 員 様々な被害があったなかで、皆さんは大変お疲れだと思う。体調を崩されないよう気を付けて今後の対応にあたってほしい。10月16日に角田支援学校白石校の保護者の有志の方々と懇談する機会があった。参加された保護者からは、本校は休校になったが、白石市内では目立たないところで台風による被害があり、土砂災害や白石蔵王駅付近では床上浸水の被害があったとの意見があり、想像以上に被害が大きかったそうである。児童の中には自宅が床上浸水したところもあると伺っている。また、支援学校に通っている子供がいると避難所に行くことが難しいということも伺った。幼い兄弟がいるとさらに避難が大変であるということを実感したので、そうした面においても、教育分野から子供たちに寄り添っていける支援をお願いします。

小 川 委 員 危機管理の観点から、どのように対応できたのかを振り返っていただきたい。今回の

台風被害は土日に発生したことから、子供たちは学校に行っていなかったが、もし、平日に発生していた場合はどのような状況になっていたのか、この時期は学校行事が盛んに行われることから、今回のような台風被害が学校行事と重なっていたらどのような状況になっていたのか、ということ振り返ってシミュレーションしていただきたい。随時、気象関連等の情報が入る中で、何をどのように決断すべきなのかを把握することにより、今後、同じような災害が発生した時の危機管理の対応に繋がると思う。

齋藤委員 今回の台風被害は土日に発生したものであるが、県内で避難所の役割を果たした学校は何校あるのか。避難所の指定になっていない学校でも、住民が避難した学校はあるのか。

総務課長 小・中学校については、市町村の地域防災計画において指定避難所になっているところが沢山あると思う。避難所がどこに何か所開設され、避難者が何人いたかという詳細な情報は手元にはない。また、県立高校によっては避難所の指定を受けている学校もあり、そのうち避難所が開設された学校は、築館高校、石巻西高校及び美田園高校の3校である。

(2) 石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る最高裁判所の決定について

(説明者：千葉教育次長)

「石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る最高裁判所の決定について」御説明申し上げます。資料は3ページから8ページである。

大川小学校訴訟については、去る10月10日に、最高裁判所の決定があった。あらためて石巻市立大川小学校の事故により亡くなられた児童、教職員、地域の皆様の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に関する事件の概要及び事案の経過については「1 事件の概要」及び「2 事案の経過」に記載のとおり、東北地方太平洋沖地震による津波により、当時、石巻市立大川小学校の児童74名が死亡又は行方不明となった事故の責任を巡る訴訟であり、大川小学校の設置者である石巻市に加え、教職員の給与を負担している県も、国家賠償法第3条第1項の規定により、連帯して被告とされたものである。第一審の仙台地方裁判所では地震発生後の対応が、控訴審の仙台高等裁判所では事前防災が主な争点となったが、いずれも県及び石巻市に対して損害賠償金の支払いが命じられた。控訴審判決後、昨年5月8日に、石巻市の臨時議会において、上告する旨の議決がなされたことを受け、5月9日、県議会議員全員協議会において、県としても上告する旨を説明させていただき、その翌日の5月10日に、石巻市とともに上告したものである。このたび、最高裁判所から、令和元年10月10日付で、上告を棄却し、上告審として受理しないと決定通知が届いたので、これにより、控訴審判決が確定することとなった。

次に、資料4ページの「3 控訴審判決(確定)」を御覧願いたい。確定した控訴審判決の内容をあらためて記載している。「(2)の主な判断理由」について、イでは、校長等に必要とされる知識及び経験は、地域住民が有していた平均的なものよりはるかに高いレベルでなければならず、高い確率で発生が想定されていた宮城県沖地震により発生する津波の被害を受けることを予見できたこと、ハザードマップ等を、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたとされた。次に、ロでは、大川小の校長、教頭、教務主任は、学校保健安全法の規定に基づき、平成22年4月30日の時点において、児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていたこと、また、市教委は、大川小の実情に応じて作成された危機管理マニュアルが地域の実情等を踏まえた内容となっているか確認し、不備があればその是正を指示・指導すべき義務があったとされた。さらに、ハでは、市教委及び校長らは、大川小の危機管理マニュアルの第三次避難場所に想定された地震によって発生する津波による浸水から、児童を安全に避難させるのに適した場所を定める等の職務上の義務を負っていたところ、これを過失によって懈怠したものであるから、石巻市は、国家賠償法1条1項の責任を免れないとされた。また、ニでは校長等は石巻市の公務員であるが、県がその給与等の費用を負担していたことから、宮城県もまた国家賠償法3条1項により、損害を賠償する責任があるとの

判断が示されている。

次に、資料5ページの「4 上告について」を御覧願いたい。この判断に対し、最高裁判所には上告状と上告受理申立て書の2つを提出した。上告は憲法違反や判決理由の食い違いなどを理由としたもの、上告受理申立ては過去の最高裁判所の判例に相反するものや、法令解釈に関わる重要な事項を理由とするものであるが、上告受理申立てに重きを置きながら「(2) 上告受理申立の主な理由」に記載のとおり、津波の予見可能性について発災前の学校現場に対し余りにも過大な義務を課しており、学校保健安全法が求める義務を大きく超えていることなどから上告を行ったものである。今回、県及び石巻市の上告を棄却し、上告審として受理しないという最高裁判所の決定により、控訴審判決が確定したものであり、大変重く受け止めている。今後の対応として、「5 今後の対応について」の「(1) 学校防災について」に記載のとおり、県教委として、東日本大震災以降、防災教育副読本の作成や公立学校への防災主任の配置など、防災教育の充実と防災管理体制の強化に努めてきたところであるが、最高裁判所の決定を受け、今後はより高いレベルでの危険性の予見とそれに基づくマニュアルの策定等の事前防災など、学校防災体制の再構築が求められることから、県教委としても、市町村や市町村教育委員会、専門家等と連携して今後の取組みについて検討し、随時実施していきたいと考えている。今回の事故を後世への厳しい教訓として真摯に受け止め、二度とこのような災害で児童生徒の生命が失われることのないよう、取り組んでいきたいと考えている。

次に、資料6ページの「(2) 賠償金等の支払いについて」を御覧願いたい。判決の確定に伴う原告の方々への賠償金等の支払いについては、原告の意向を確認しながら、できる限り速やかに支払うことが重要であり最大限努力したいと考えている。賠償金等は、石巻市が負担すべきと考えているが、市の財政状況が厳しいことから、知事から10月15日に石巻市長に対して、県が立替払いをした上で、後日、市にその全額を求償し、今後の市の財政運営に支障の無いよう複数年度に渡って県に納付してもらおうという提案を行ったところである。この提案について石巻市の合意が得られれば、原告からの請求に応じて速やかに支払う手続きを進めたいと考えている。大川小学校の事故は決して忘れてはならないものであり、児童生徒の生命を守るという最も重い責務に覚悟を持って全力を尽くす所存である。

なお、この件については、昨日開催された県議会議員全員協議会において、知事から県議会議員各位にも報告している。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

今回の判決は重く受け止めなければならないと思った。危機管理マニュアルについては、全ての学校で整備されていると思うが、裁判所の判決で求められている高いレベルでの危険性の予見に沿っているのか見直しを行ってはどうか。また、今後の対策として防災教育の充実と防災管理体制の強化などについて記載されている。東日本大震災の発生以降、様々な形で防災教育の研修が行われていると思うが、研修内容が判決で求められているレベルに達しているか確認するとともに、重複している部分があれば調整し、足りない部分があれば追加するなどして、現在、実施している研修の内容を見直しはどうか。例えば、総合教育センターで実施している地域別の防災研修会やスポーツ健康課において文部科学省の事業として実施している学校安全指導者研修会などがある。国レベルでは教職員支援機構が実施している学校安全指導者養成研修会など様々なところで研修会が実施されている。また、市町レベルで実施している研修会もあることから、もう一度どのような研修会が実施されているか、また、研修の対象や内容を整理し、裁判所の判決で求められているレベルに合うか見直ししていただきたい。

千 葉 教 育 次 長

委員から大きく2点の御指摘があった。そのうち、マニュアルについては、毎年度、確認を行うこととしているが、裁判所の判決では高いレベルでの危険性の予見を求めていることから、地域防災の関係機関や研究機関の専門家、さらには地域の方々の知恵も借りながら、それぞれが連携し、求められている高いレベルであるのかを検討していきたい。研修については、昨日の県議会全員協議会においても質問があったところであるが、東日本大震災の遺構なども利用して教員の研修を行うべきであるといった意見もあ

った。こうした意見も含めて教員の研修体制を再度確認しながら進めていきたいと考えている。

伊藤委員

資料5ページの「5 今後の対応について」に記載されている内容が最も重要であると感じた。千葉教育次長から説明があったとおり、マニュアルの見直しについては地域との連携や、より高いレベルのものにしていくためにはどのようにしたらよいかを検討する場を設けるとなど、ぜひそうした取組を進めてほしい。また、資料6ページに「地域防災関係機関や教育研究機関の専門家等が連携して今後の取組について検討し、随時実施していく」と記載されている。この検討についてはできるだけ速やかに実施してほしい。研修については、防災教育に関係する全ての教員が一同に参加することはできないと思われるが、参加した教員が東日本大震災の遺構などに訪問した際の様子を伝えることはできると思う。そうしたことにより、全ての教員が同じレベルの情報を共有できるよう取り組んでほしい。

(3) 県立特別支援学校の生徒の死亡事案に関する調査報告について

(説明者：松本教育次長)

「県立特別支援学校の生徒の死亡事案に関する調査報告について」御説明申し上げます。資料は、9ページから10ページと別冊である。この事案は、令和元年5月17日に名取支援学校高等部の生徒が、通学バス乗車中に喀痰による窒息でお亡くなりになったものである。お亡くなりになった生徒に対して心から御冥福をお祈り申し上げます。また、かけがえのないお子様を亡くされた御遺族の皆さまに、衷心よりお悔やみを申し上げます。

はじめに、資料9ページを御覧願いたい。事案の概要については、冊子の15ページに記載のとおりであるが、事案発生時の対応状況や生徒の病状等について確認・検証し、さらなる安全確保策の強化を図るため、書類調査及び関係職員からの事情聴取を行った。さらに、有識者の意見を参考にするため、7月12日に、医師や大学教授、弁護士、元特別支援学校長等を構成員とする医療的ケア運営会議を開催し、事案発生後の動きや通学バス乗車の判断、今後の安全確保策等について忌憚のない御意見をいただいた。その結果、「3 調査の結果」にあるように、書類調査において通学バス乗車に関する緊急時対応マニュアルについては、冊子の24ページから25ページに掲載した連絡系統フロー図や、容体が急変した時の具体的な対応示した2種類の規定を確認した。このうち、25ページに記載した具体的な対応示したマニュアルにおいて、現場の保安要員の判断ではなく、校長の判断、指示の下で救急車要請を行う内容となっていたことを確認した。当該生徒の病状変化等については、当該生徒は、小学部入学時は医療的ケアが不要で、入学当初から通学バスを利用していたこと、病状の変化に伴い、中学部の途中から医療的ケアを開始したこと、医療的ケアの開始に合わせ、その年の10月の臨時バス対策委員会で、通学バス利用の継続について検討し、その中で、主治医の「体調が良好であればバス乗車可能」との意見等を踏まえ利用の継続を決定したこと、高等部進学以降も主治医指示書を元に通学バス利用者として認定してきたこと、当該生徒が高等部に進学する際、病院併設の西多賀支援学校への転校について保護者とともに検討したが、名取支援学校高等部への進学を決定したことを確認している。関係者からの事情聴取では、学校の職員や保安要員は緊急時対応マニュアルに従い行動していたことを確認した。具体的には、バス保安要員は、マニュアルに従い、当該生徒の異変に気付いてすぐに学校へ電話をしたこと、庁務職員が電話を受けマニュアルに従い、すぐにバス担当教員に取り次ぎと職員室に電話したが、校内で移動中のバス担当教員をすぐにつかまえられず、電話取り次ぎに時間を要したこと、バス担当教員は保安要員から連絡を受け、マニュアルに従い第一教頭に知らせるため職員室に電話したが、すぐにつかまえられず、第一教頭に報告するまでに時間を要したこと、第一教頭はバス担当教員からの報告を受け、校長に確認の上、担任教諭及び養護教諭に現場に向かうよう指示したこと、その後、校内で話を聞きつけた特別支援教育コーディネーターが、第一教頭に救急車を要請すべきと進言し、それを受けて、第一教頭は校長へ救急車の要請を進言したこと、校長は保安要員に電話をし、救急車の要請を依頼したこと、保安要員は校長からの依頼後すぐに119番通報したことを確認した。この一連の動きで、保安要員から学校が報告を受けて119番通報するまでに16分を要したことを確認した。

資料10ページを御覧願いたい。医療的ケア運営会議からの意見聴取では、救急車要請の判断を速くすることが重要であること、現場の保安要員の判断で救急車要請できるようにすべきで、その際、オーバートリアージでも問題なしとすることが大事であること、看護師不足は深刻だが看護師をスクールバスに配置できれば理想であること、医療職ではない保安要員が判断しやすいように、講習や血中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの配備等、具体的な対策が必要なこと、通学バス乗車の可否は、学校、保護者、主治医の顔が見える関係の中で決めることが大事なこと、長時間の通学バス乗車はリスクなので、乗車時間の短縮を図るべきであることなどの御意見をいただいた。

次に、「4 問題点、課題等」については、現場の保安要員の判断で速やかに救急車要請ができない緊急時対応マニュアルになっていたこと、保安要員からの受電後、関係職員の居場所の確認や伝達に手間取っていること、当該生徒は喀痰による窒息のリスクがあることについて、教職員の間で認識に差があり、校内で情報の共有が図られていなかったこと、通学バスの乗車に当たって、乗車困難な体調不良時のより具体的な判断基準や、乗車中の体調の確認方法を定めていなかったこと、バス会社との委託契約書に、事故等が生じた場合、現場の判断で救急車を要請することが明記されておらず、学校毎に異なる対応となっていたことなどがあったと考えている。

次に、「5 更なる安全確保策（案）」については、事案発生直後の5月20日に、緊急時は保安要員自らの判断で救急車要請を行うことを直ちに徹底することが必要と考え、各県立特別支援学校長に指示をした。また、事案発生時の適切な対応ができるよう、通学バスに係る危機管理対応マニュアル作成のチェックシート等を作成し、定期的に同マニュアルの点検・整備・見直しを実施すること、保安要員による救急車要請の判断が容易になるよう、血中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを通学バスに配備すること、各学校の電話の使用頻度等を考慮し、回線の増設等を検討することを行っていきたいと考えている。また、関係者間の密接な連携を図るため、学校、保護者、主治医の顔が見える関係の構築に向け、年1回以上の関係者との話し合いの場を設けること、主治医だけでなく、学校医等からも意見を聴取し、医療的ケア対象児童生徒の病状等の正確な把握に努めること、医療的ケア対象児童生徒の健康管理に関する情報の共有化を徹底すること、通学バス乗車の利用に当たっては、保護者、主治医等の意見を参考に、児童生徒毎に通学バス乗車中の安全配慮事項等を定め、保安要員と情報を共有することが必要と考えている。さらに、通学バス運行に係る全県的な対応として、保安要員が緊急と判断したときは自ら救急車要請を行うよう、委託契約書の仕様の見直しを行うこと、通学バス乗車時間の短縮のため通学バスの増便を検討すること、学校の看護職員が同乗する通学バス又は専用通学車両の運行の可能性について、看護師確保方策も含め検討することを行っていきたいと考えている。

今後、この調査報告を踏まえ、県教育委員会として統一的な対応基準を示すなど、県内すべての特別支援学校において、通学バスにおける児童生徒の安全が確保されるよう、取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員

今回の事案は通学バスの中で発生した事故であり、お亡くなりになった生徒の御家族に対してお悔やみを申し上げます。資料10ページの「5 更なる安全確保策（案）」の記載内容については災害時にも言えることであるが、マニュアルに記載があったとしても、それに従って行動したことにより成功が導き出せる場合と、余計な手間がかかる場合がある。逆に、マニュアルに従わなかったが、結果として良い結果となった場合も考えられるが、その検証や評価は少ないと感じている。また、マニュアルに従わなかったことにより、非常に良くない結果となってしまったことへの批判は非常に大きいと思う。こうしたことは、自分も東日本大震災の時に、医療の関係者として色々と経験してきたところである。今回の事案においてもマニュアルはあったものの、今後、十分に活用されるためには、マニュアルの見直しが必要であると思うが、最終的に現場の判断がどのようになれるか、判断する教職員の保障も重要であると思う。また、医療関係者として難しいと感じていることとして、マニュアルにおいて関係機関と十分に連携を取るよう記載されているものの、個人情報の取り扱いがとても厳密になってきたところがあ

る。特に歯科医として感じることは患者である子供の状況を伺いたいと思ったとしても、学校からは何の情報も得られないことも珍しくない。最終的には掛かり付けの医師に紹介状を求め、掛かり付けの医師から学校の情報を頂いている。ただし、こうして得た情報が歯科の治療に有効な手段となったり、治療に対して有効に使える情報であるかは別の問題である。学校としても重要な情報は外に出さないし、掛かり付けの医師もそこまでは範疇ではないと言われると、歯科医としても行っていることしか表に出せないことになる。マニュアルにおいて連携すると記載されているが、それぞれ少しずつ手を引いてしまった末に、空白になる部分が出てくると思っている。マニュアルに記載されている関係者間の密接な連携については具体的にどのようにするのか、マニュアル上ではこのように記載されているが実際に対応できているのか、どのように対応すれば具体的に連携ができていけると言えるのかというところは、検証が必要であると思う。連携が密接になればなるほど患者である子供の事故が防げると思っている。

特別支援教育課長

別冊にも記載しているが、「顔の見える関係作り」が重要である。学校それぞれの現場の状況も把握しつつ、そうしたところまで踏み込んだ関係者間の適切な連携が図られるよう、各学校に伝え対応できるように進めていきたい。

千葉教育次長

極端な例として、保護者と主治医だけで話し合い、委員御指摘のような肝心な部分を除いたことを学校に伝えることにより、学校や保護者の関係において本当に必要な情報が共有されない状況がある。そのようなことを防ぐため、関係者の顔が見えて面と向かって話せるような関係を構築していこうということで、「顔の見える関係」を使ったものである。

齋藤委員

今回の件で、お子さんを亡くされたことを痛ましく思う。ただ、これを機に、再度、学校における対応策を検討していただき、不備があった部分が改善されたことは意義のあることだと思う。また、二度と今回のようなことが起きないように、さらに検討していく必要があると思う。特別支援学校等では重度障害のある児童・生徒に限らず全ての児童・生徒において突然何かが発生して怪我をするなど色々なことが想定されるものであり、また、実際に発生していると思う。大きな事故が発生した時は関心を持つが、日常生活の中に潜んでいる危険には気付きにくいので、意識的にそうしたところの総点検を行うべきであると思う。自分の経験として、ある教員が担架を持って走っていたところ、突然躓いたところを目撃したことがある。躓いた原因は、廊下の床にあった穴の蓋が数ミリ浮いていたことによるものであった。穴の蓋をそのままにしておけば、次に同じようなことが発生した際に、その場で担架を落とす危険性があることから、問題を把握した時点ですぐに修復すべき事案であった。そのような、事前に危険性を予見できる部分がないか、さらには今回の事案のように校内での連絡体制に問題がないか、現状に安心することなく、今回の機会にさらに見直す必要があると思う。

特別支援教育課長

特別支援学校の児童・生徒には、委員御指摘のような子供が多数いることから、毎年、各学校からヒヤリハットの事例を集めて全ての学校にフィードバックし、改めて各学校で点検している。こうしたことも今後さらに徹底し、各学校での見直しを継続していきたいと思っている。

10 議事

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：松本教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、2ページから10ページである。資料10ページを御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」については、令和2年度県立高等学校組織編制計画並びに平成30年度及び令和元年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うものである。

「2 改正の概要」であるが、「(1) 令和2年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、組織編成計画自体は令和元年6月に報告したところであるが、泉館山高校など6校の収容定員を、それぞれ1学級減としようとするものである。「(2) 平成30年度及び令和元年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、これまでに学級減を実施してきた5校について、学年進行による第2学年及び第3学年の収容定員をそれぞれ変更しようとするもの、及び、仙台二華高校及び石巻北高校飯野川校について、学年進行により単位制に移行しようとするものである。以上により、令和2年度の収容定員は11学級440人の減となる。

なお、改正規則は令和2年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：松本教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。資料は、11ページから18ページである。資料18ページを御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」については、令和2年度の県立特別支援学校高等部入学生徒の募集に当たり、県立特別支援学校学則の収容定員を変更するものである。

「2 改正内容」については、令和元年8月末現在において特別支援学校中学部及び中学校3年生における特別支援学校高等部への入学希望状況と、学校施設の受け入れ可能人数を踏まえて、第1学年の収容定員を変更するものである。あわせて、今年度における特別支援学校高等部の第1学年と第2学年の生徒について、学年進行により来年度の第2学年と第3学年の収容定員を変更しようとするものであり、ゴシックで記載した光明支援学校ほか12校の収容定員を変更しようとするものである。

なお、改正規則は令和2年4月1日から施行することとしている。また、現時点での県立特別支援学校高等部入学希望者は収容定員498人に対し406人となっているが、一部の高等学園への入学希望者が定員を超えていることから、不合格者が出る可能性が高くなっている。その場合でも、生徒達ができる限りそれぞれの地域において進学先を決定することができるよう、各市町村教育委員会と連携しながら、今後更に教育相談等を進めていく。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 令和元年度みやぎ教育の日推進大会の開催について

(説明者：総務課長)

「令和元年度みやぎ教育の日推進大会の開催について」御説明申し上げます。資料は、1ページである。

みやぎ教育の日推進大会については、「教育に対する県民の意識を高め、明日を担う宮城の子どもたちを育む」という「みやぎ教育の日を定める条例」の趣旨に基づき、毎年実施しているところであり、今年度は、11月1日金曜日にホテル白萩を会場として開催される。今年度の内容としては、白石市内の中学生が警察署と連携して行う防犯ボランティア活動についての実践発表や、仙台市立南材木町小学校の児童による合唱、小野さつき訓導殉職についての講演が予定されている。また、県教育委員会とともに主催者となっている「みやぎ教育の日推進協議会」は、現在、県内29の教育関係団体で構成されているが、11月の「みやぎ教育月間」では、各関係団体においても毎年様々な取組が行われているところである。本日、委員の皆様には御案内の文書をお配りしているので、ご都合がよろしければ、ぜひ御出席いただけるようお願いする。

本件については、以上である。

(質 疑)

千木良委員 今年度の内容について、実践発表は白石市中学校であり、講演発表の演題も「小野さつき訓導殉職をめぐって」となっており、白石市地域に関係する内容である。それらを採用した経緯を伺いたい。

総務課長 テーマの選定に当たっては、毎年、推進協議会の主体となっている退職校長会や市町村教育委員会と情報交換を行いながら選定している。小野さつき訓導の殉職については、命の大切さを子供たちに教えるきっかけにするものであり、人命を守るモラルジレンマがあるものの、そうした問題提起をすることによって、色々なことを考えていただきたいということが直接の目的である。今回のテーマについては、推進協議会において様々な意見交換を行っていると思うが、たまたま白石市と蔵王町に関係するものが選定され、仙南方面の地域を取り上げることになったものである。

(2) 教職員の退職手当の算定誤りについて

(説明者：福利課長)

「教職員の退職手当の算定誤りについて」御説明申し上げます。資料は2ページである。

「1 概要」であるが、平成19年4月1日に職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例が施行され、退職手当の算定が変更となった際、その算定において「給料の調整額」について一部勘案していなかったため、一部の退職者に対し、少ない金額の退職手当を支給していたものである。この原因は、退職手当条例改正時に、改正条例に基づく算定方法についての確認が不十分なまま、事務処理を行っていたことによるものである。

次に、「2 経緯」にあるように、平成31年4月、平成30年度の退職手当の支給事務を処理していた際に、その算定誤りが判明した。退職手当については、平成19年度から誤った算定をしていたが、「1 概要」の2段落目に記載のとおり、退職手当の時効は労働基準法により5年とされていることから、今回、平成26年度まで遡り追給するものである。

次に、「3 追給対象者数及び金額」であるが、追給対象者は平成26年度から平成30年度までで約704人となっている。また、追給額は、およそ3億7千100万円となる見込みである。このうち仙台市分については、平成26年度から平成28年度までの間に県費負担教職員として仙台市立小中学校で退職した者に係る分であり、宮城県で退職手当を追給することになる。

「2 経緯」にもあるとおり、宮城県分については、平成30年度退職者分は7月12日に追給を行った。また、平成26年度から平成29年度分については、9月26日に対象者に振り込みをした。仙台市分については、対象者と追給額が確定し次第、振り込みをする。

退職手当の算定誤りが続いたことにより、多くの教職員退職者の退職手当が本来より少なく支給されていたことに対しては、当該退職者の方々に御迷惑をおかけし、また、県民の皆様の行政に対する信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げたところである。

今後は、「4 再発防止策」にあるとおり、制度改正時には改正内容を正確に把握するとともに、退職手当条例を所管する担当課と情報共有を行うなどミス防止すること、今回、ミスに気づかず同じ事務処理を続けてきており、制度改正の有無に関わらず、毎年度始めに担当者全員で算定方法を再確認すること、算定作業において複数の目によるチェック体制を徹底するなど、内部統制を更に強化し、このような誤りを繰り返すことのないよう万全を期していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊東教育長 資料2ページの「4 再発防止策」に記載されているとおり、今後、同様の事例が発生しないよう徹底していくこととする。

(3) 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（宮城県分）の結果について」御説明申し上げる。資料は、3ページから8ページである。

資料3ページを御覧願いたい。平成30年度の結果について、文部科学省から公表されたので、本県の児童生徒の状況について、御説明申し上げる。はじめに「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」を御覧願いたい。本県において、小・中学校の暴力行為については、発生件数、発生学校数、加害児童数ともに増加傾向にあるが、高等学校では全体の発生件数が減少している。「②形態別発生状況」についてであるが、小・中学校では、生徒間暴力が増加しており、高等学校では対人暴力が微増した。

次に、資料4ページ「(2) いじめ」を御覧願いたい。「①いじめ認知件数・解消率・認知校数」であるが、小・中学校では認知の仕方を見直した地区もあり、認知件数・認知校数とも減少しているが、未だ高い値で推移している。高等学校では認知件数が増加し、特別支援学校では認知件数は減少した。解消率については、小・中学校及び特別支援学校で低くなっている。これについては、安易にいじめが解消したと捉えず、これまで以上に継続的な観察を行っている学校が増えているためと考えている。今後とも、慎重かつ中長期的な視点から解決に取り組んでいくよう促していく。高等学校においては、解消率は高くなっている。

なお、全ての校種において、いじめの認知については、地域的な特徴は認められない。「②いじめの態様」については資料に記載のとおりである。

次に、資料5ページの「(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）」を御覧願いたい。長期欠席者数のうち、不登校児童生徒は、全ての校種で増加しており、不登校の出現率については、特に中学校で、高い水準で推移している。

次に、資料6ページの「③不登校の要因」についてであるが、本人に係る要因を見ると小・中学校とも「『不安』の傾向がある」が最も多く、次いで小学校は「その他」、中学校では「『無気力』の傾向がある」の割合が高くなっている。高等学校においては、不登校の本人に係る要因は、「『無気力』の傾向がある」が最も多く、ついで「『不安』の傾向がある」と続いている。不登校の要因については複雑で多様であり一概には言えないが、小学校においては不登校児童だけではなく家庭を含めた支援が、中学校・高等学校においては、人間関係を結ぶことや学習への不安といった要素に対する支援の充実が必要であると考えている。

次に、「(4) 高等学校の中途退学」であるが、中途退学率は、震災後のピークであった平成23年度から平成29年度までは概ね減少傾向にあったが、平成30年度は平成29年度と比較すると微増している。

最後に、「5 県教委としての対応」についてである。小学校における暴力行為の発生件数が増加傾向にあることから、暴力行為については、学校を支援する外部人材のより効果的な活用の在り方や暴力行為を繰り返す児童一人一人に寄り添った対応の充実を一層検討し、市町村教育委員会への支援を強化していく。いじめの認知件数については、各学校で積極的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にある。今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめが起こりにくい環境づくりと早期発見、そして児童生徒の主体的ないじめ未然防止の取組みの促進に努めていく。不登校児童生徒数は増加傾向が続いており、不登校支援の在り方が重要であると考えている。県教育委員会が運営を支援する「みやぎ子どもの心のケアハウス」では、早期対応の視点から、学校復帰に向けた支援を行っており、その成果として今年度は小学校の再登校率が昨年度と比べて増加した。一方、長期にわたって登校に困難を抱える児童生徒に対しては、学校以外の居場所や学びの場を提供し、不登校児童生徒の将来の自立に向けた支援の充実を図っているところである。今後は、不登校の未然防止を更に充実させ、今年度からはじめた「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」を推進していく。高等学校においては、震災時に小学生だった生徒が入学しており、小・中学校と連携した心のケアを継続して行っていく必要があると考えている。さらに、新高校入試制度においては、高校の特色として、中学校時の不登校生徒を積極的に受け入れることができる制度を取り入れ、不登校生徒の支援に当たっていききたいと考えている。

以上、資料に記載のような方針のもと、取組を進めるとともに、本調査結果の分析を更に進め、市町村教育委員会や保健福祉部局等との連携も密にしながら、(1)から(5)の重点的な取組と資料8ページに記載した事業を一層推進し、課題の解決に努めていききたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 伊 藤 委 員 資料7ページの「5 県教委としての対応」に、いじめや不登校に言えることとして、学校だけでなく外部の人材や関係機関の協力を得ながら対応していく内容が記載されている。しかしながら、子供たちの一番近くにいるのは現場の教員であり、大切なのは教員の感度力である。引き続き教員が現場で注視する力を喚起するような取組を継続してほしい。
- 義 務 教 育 課 長 全ての小・中学校において、いじめに関する研修等を継続的に取り入れている。委員御指摘のような力を現場の教員が身につけることができよう、さらに取り組んでいきたい。
- 齋 藤 委 員 先日、テレビニュースを見ていたところ、この調査結果が報道されており、その中で、いじめの解消率が取り上げられ、全国平均が82パーセントとなっていた。ニュースでは、調査の中でお互いに握手をしたことなども解消の一つであると見ているが、その方法に問題があり、実際は解消していないのに解消したと認識している懸念があるのではないかと取り上げられていた。その調査方法では、調査段階において、いじめの解消を把握するのは難しいと思った。各学校においてはいじめの解消率が下がっているようであるが、そのことを懸念するものではなく、先ほど説明があったとおり丁寧に把握した現れでもある。しかし、いじめが解消したと認識していることが、実はいじめが潜在化しているのではないかとといった状況を生み出していると思うので、調査結果の数値のみで認識するのではなく、現場の教員による注視力に頼るなど、その実状を丁寧に見ていただきたい。
- 不登校に関して、宮城県は全国平均と比較して対象となる児童・生徒の割合が多い傾向にあるが、ケアハウスなどで対応した後に、再登校している事案が数多くある。そのケアハウスで対応した事案から、不登校になる前に学校で対応できることを学べるものがあるのではないかと考えるので、もう少し早い段階でケアできるものがあるのではないかと考えるので、そうした具体的な事案を抽出する作業を行ってはどうか。調査では数値のみが注目されがちであるが、このような状況になってくると、一つ一つの事例や一人一人の子供に対する初期段階で対応することが重要である。また、不登校の要因の質問に「不安」があるが、その不安の内容も色々あると思うので、子供たちの証言を再確認することも有効ではないかと感じた。
- 義 務 教 育 課 長 この調査結果のニュースは私も拝見した。やはり最前線にいる教員の思いもあると思うが、小学校の解消率である88.4パーセントの数値にこだわることなく、この結果の裏側にある子供たちとの対話など、親身になって寄り添って対応していきたいと考える。今回の調査結果を基に、小・中学校における長期欠席者について再調査を実施しており、一人一人がどのような支援を受け、どのように改善されたか、取組を継続しているのかなどを確認していることから、今後、その結果を報告したいと考えている。この調査で深掘りすることにより、具体的な事案の内容も把握できると思っている。
- 千 木 良 委 員 齋藤委員が御指摘されたとおり、調査結果の数値のみにとらわれるのはどうかと思う。表現として好ましくないと思うが、いじめをなくすことが目標となってしまう、本来の目的が何であるのか、現場の教員が十分に把握しているのか不安に思う。いじめをなくすことよりも、低学年の児童に対しては、社会には様々な考え方があり、多くの人がいて、色々自分と違う人がいるが、そうした人達とどのようにして折り合っていくことが良いのか、そうしたことを暴力で対応したり、相手に危害を加えるなどして解決することは良くないことであり、別の解決方法を学ばせることが低学年の教育の基本的な目標であると認識している。いじめをなくすということは握手をして終わりではないと思うので、この点をどのように教育現場で捉えているのか疑問である。いじめをなくすことに集中してしまうと、義務教育の期間や高等教育まで考えると大変長い年数の間、それだけを考えて子供に接してしまうことになると思う。不安を訴えた子供の事例

があったが、ある子供から学校生活で様々なところに不安があるといった思いを聞かされたことがあった。その子供は歯科治療においては事前に説明があれば不安が解消されるようであった。言葉だけで説明するのではなく、子供に十分に向き合って絵を見せるなどして丁寧に説明することにより、不安が解消されれば前向きな返事をするが、難しくできそうにもないことについては、後ろ向きの返事をする。その例として、非常に簡単な歯ブラシを使う行為や口の中に鏡を入れる行為でも不安があると行おうとしない。別の事例では匂いが嫌で不安を感じたり、光が嫌で不安を感じている。学校では医療現場と比較してそうしたことは少ないと思う。それでも学校で不安を感じるということは、どのようなことに不安を感じるのか個別の聞き取りや、不安の原因を話しても良いと思える先生との信頼関係が必要であり、子供がある先生に相談しても聞いてもらえないし、本人が嫌だと言ったのに不安を感じることを頑張らせすぎた場合、そこで諦めてしまう子供が多くいるのだと歯科治療をしていて感じている。

義務教育課長

委員御指摘のとおりであり、いじめをなくすスローガンを掲げてはいるが、やはり楽しい学級づくりや認め合う学級づくりとして、様々な困難や苦しい場面を乗り越える能力を養っていくことが大切だと思っている。志教育も含め、認め合い、助け合っていく学校づくりを推進しているところである。不安については、次の調査の中に不登校のきっかけとなった部分の要因として、何がきっかけで、原因がどこにあったのかななどを盛り込んでおり、今後、若干深掘りした内容を報告できると思う。

小室委員

一保護者として発言するが、我が家には5年生の子供がいるため、他の保護者から様々な話が聞こえてくる。今回の調査結果に反映されていない事案は沢山あると思う。本来であれば、事案が小さいうちに誰かが気付いて解決ができていけば大きな問題にはならないと思うが、教員が一人で30人から40人ほどの子供たちの世話をしているなかでは大変だと思う。周囲の話聞いて思うことは、子供たちの間で仲間外れにしたり、からかったりしていることをいじわるな行為であると気付いていないことである。今日は仲間外れにしたけど明日は仲良く遊んでいたりして、自分の行為を余り深く考えていない。その例として、ある保護者からは、自分の子供が「学校に行きたくない」と言って泣いていたが、頑張って学校に行くよう送り出した話を聞いた。別の保護者からは、子供が先日「仲間外れにされたから学校に行きたくない」と言ったので、子供に「いじめをしたことはないのか」と質問したところ「ある」と答えたことから、そのようなことはしてはならないと注意をしたという話を聞いた。こうした話を聞いて、やはり家庭においても、このような話をどれだけしているのか関心を持った。ある子供にいじわるして、ある子供を仲間外れにしていることなど、親は気付いていないところがある。いじわるをされたことがある子供の親は、「あなたはそのようなことをしたことがないのか」という質問をすることがあるが、そういった経験がないと気付くことができず、家でも話題に上がらないのではないかと思う。我が家では「その行為は嫌なことだから、そのような行為をされている人がいたら声をかけなさい」と言っている。このような話を多くの家庭でもできていれば、もう少し違った結果になるのではないかと思う。保護者にもこのような話をするような投げかけがあっても良いのではないかと感じている。

義務教育課長

P T A連合会の本部とは数年かけていじめ対策のCMを作成したり、フォーラムに参加していただいているが、各地区の活動にも浸透するようP T A連合会と一体となり、連携して推進していきたい。

(4) 令和元年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム～多様な協働をとおして～の開催について (説明者：スポーツ健康課長)

「令和元年度未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム～多様な協働をとおして～の開催について」御説明申し上げる。資料は、9ページから10ページである。

資料10ページを御覧願いたい。県教育委員会では、学校安全教育の発展を図るため、令和元年11月20日に岩沼市民会館において、教職員、市町村教育委員会の担当者等を対象に「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」を開催する。このフォーラムは、国土交通省東北地方整備局、岩沼市教育委員会の協力のもと、東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センターとの共催により開催することとしている。サブテーマを「多様な協働をとおして」と設定し、資料9ページ「9 日程及び内容」に記載のとおり、多様な協働が図れるよう、生活・交通・災害の安全3領域、異校種間、地域と学校等をつなぐ内容としている。具体の構成については、前半に、東北大学災害科学国際研究所 所長 今村文彦氏の講演、京都市立養徳小学校、山梨県立甲府昭和高等学校及び富谷市立成田中学校の学校の職員による事例発表など、先進的な取組を紹介する。後半からは、持続可能な協働の在り方をテーマにパネルディスカッションを行い、会場の皆様と多角的・多面的な学校と地域の安全の構築を考える内容としている。このフォーラムについては、震災後の本県の取組を広く国内外に発信する絶好の機会であり、多くの方々に参加してもらえよう、マスコミ等への発表を含め、積極的な周知に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

1 2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項等
- (3) 国際バカロレアセミナー
- (4) 令和元年度みやぎ産業教育フェア（さんフェア宮城2019）
- (5) 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（9月末現在）
- (6) 宮城県特別支援学校文化祭
- (7) 第74回国民体育大会の結果について
- (8) 令和元年度学校の校庭等における空間放射線量測定結果について

(質 疑)

千葉教育次長

11月は教育月間であることから、11月に開催されるイベント等について紹介する。(4) 令和元年度みやぎ産業教育フェア（さんフェア宮城2019）と(6) 宮城県特別支援学校文化祭については、11月10日に開催されることから、都合がよろしければぜひ御来場願いたい。(6) 宮城県特別支援学校文化祭の資料については、聴覚支援学校の生徒が作成したものである。このような形で生徒が様々なものを作成していることから、御来場の際にはこうしたところも御覧いただきたい。

1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長 次回の定例会は、令和元年11月19日（火）午後1時30分から開会する。

1 4 閉 会 午後3時6分

令和元年11月19日

署名委員

署名委員